

③≪外国人材≫国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1 千葉県	外国人在留資格の弾力化	成田空港周辺9市町における「倉庫業」についての、外国人材活用の弾力化を図りたい	外国人の在留資格制度	出入国管理及び難民認定法 第2条の2 及び 別表第一	成田空港周辺9市町においては、在留資格「特定技能」の特定産業分野に「倉庫業」を位置づける。	国土交通省 法務省	<p>特定技能制度における特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁(倉庫業であれば国土交通省)が、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等を示し、それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなる。そのため、特定産業分野の追加については、全国的な視点から当該分野全体の人材不足状況等の客観的指標を基に検討がなされ、追加の要否を判断する必要がある。</p> <p>倉庫業をはじめとする物流分野においては、将来的な人手不足への対応の観点から、庫内作業の省人化・機械化など物流生産性向上の取組を推進しているとともに、業界団体において外国人材活用も含めた多様な人材の活用可能性について議論が行われていると承知しており、これらの状況も踏まえつつ、必要な対応を検討していく。</p>
2 成田市	在留資格「特定技能」の特定産業分野に「倉庫業」を追加	国家戦略特別区域内において、在留資格「特定技能」の特定産業分野に「倉庫業」を追加する。	在留資格「特定技能」の特定産業分野(14分野)に航空分野(空港グランドハンドリング・航空機整備)が認められている一方で、倉庫業は認められていない。	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年3月15日。法務省令第6号)	「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」における特定産業分野に「倉庫業」を追加する。	国土交通省 法務省	<p>特定技能制度における特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁(倉庫業であれば国土交通省)が、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等を示し、それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなる。そのため、特定産業分野の追加については、全国的な視点から当該分野全体の人材不足状況等の客観的指標を基に検討がなされ、追加の要否を判断する必要がある。</p> <p>倉庫業をはじめとする物流分野においては、将来的な人手不足への対応の観点から、庫内作業の省人化・機械化など物流生産性向上の取組を推進しているとともに、業界団体において外国人材活用も含めた多様な人材の活用可能性について議論が行われていると承知しており、これらの状況も踏まえつつ、必要な対応を検討していく。</p>